

平成 30 年度  
「建築物の解体時等における残置物の取扱い」  
に関する調査  
報告書

令和元年 8 月  
環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

## 目 次

はじめに ～本調査について～	1
1. 残置物の処理方法	2
2. 残置物に関する相談の有無	3
3. 相談者	4
4. 廃棄物の種類	5
5. 相談の内容	6
6. 「処理方法」についての相談に対する対応	7
7. 「処理責任」についての相談に対する対応	8
8. 産廃業者による処理の適否に係る相談に対する対応	9
9. その他の相談に対する対応	10
10. 残置物に関する課題の有無	11
11. 残置物に関する課題の内容	11
12. 一般廃棄物処理計画への「残置物」に関する記載の有無	12
13. 一般廃棄物処理計画への「残置物」に関する記載の理由	12
14. 残置物の取扱いに関する周知等の実施の有無	13
15. 残置物の取扱いに関する周知等の実施の方法	13

はじめに

～本調査について～

**(1) 調査目的**

建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）と異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあるが、平成 29 年 2 月に中央環境審議会において、「建築物の解体時等における残置物については、建築物の解体に伴い生じた廃棄物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例等が見受けられる。」とされ、「地方自治体、一般廃棄物処理業者、建設業者等の関係者の連携により円滑な処理が行われる事例があることから、これらの取組事例を含め、残置物の取扱いについて、地方自治体、処理業者、排出事業者等に周知していくべきである。」とされている。

本調査は、各市区町村における取組事例等の把握を目的として実施したものである。

**(2) 調査対象**

全国 1741 市区町村

**(3) 調査方法**

各都道府県において、同都道府県下の全ての市区町村の状況についてアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめた。

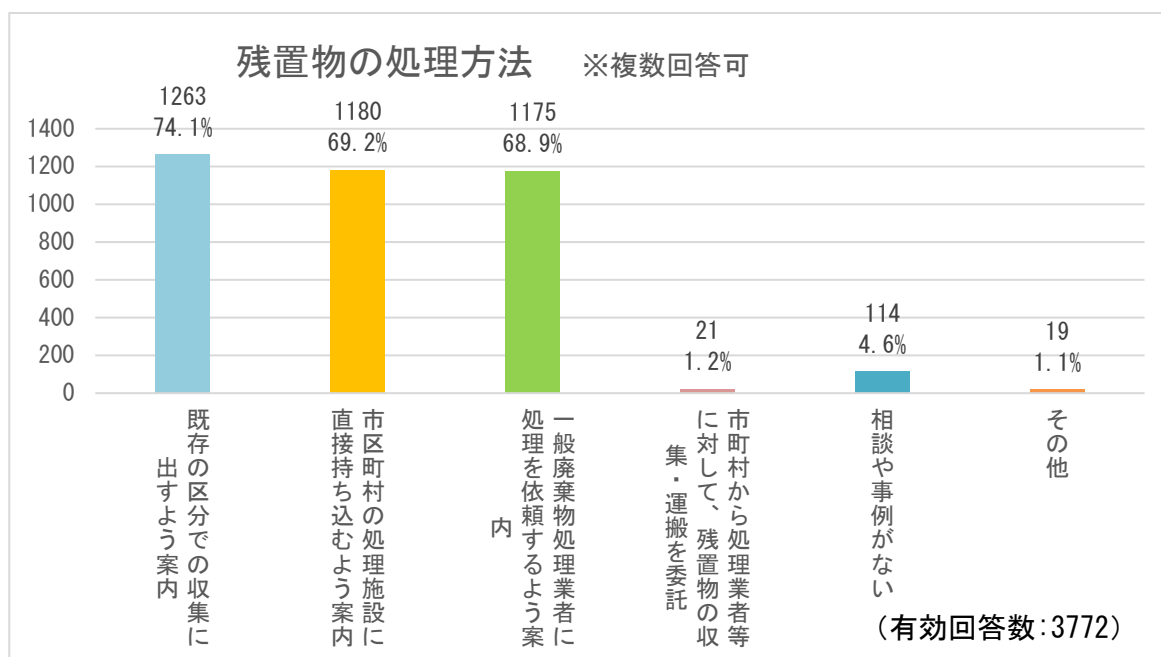
**(4) 回答状況**

回答市区町村数：1741（回答率 100%）

## 1. 残置物の処理方法

各市区町村における残置物の処理方法は、大部分が「既存の区分での収集に出すよう案内」や「市区町村の処理施設に直接持ち込むよう案内」、「一般廃棄物処理業者に処理を依頼するよう案内」であった（※）。その他としては、状況に応じて対応、市区町村による直接回収などの趣旨の回答があった。

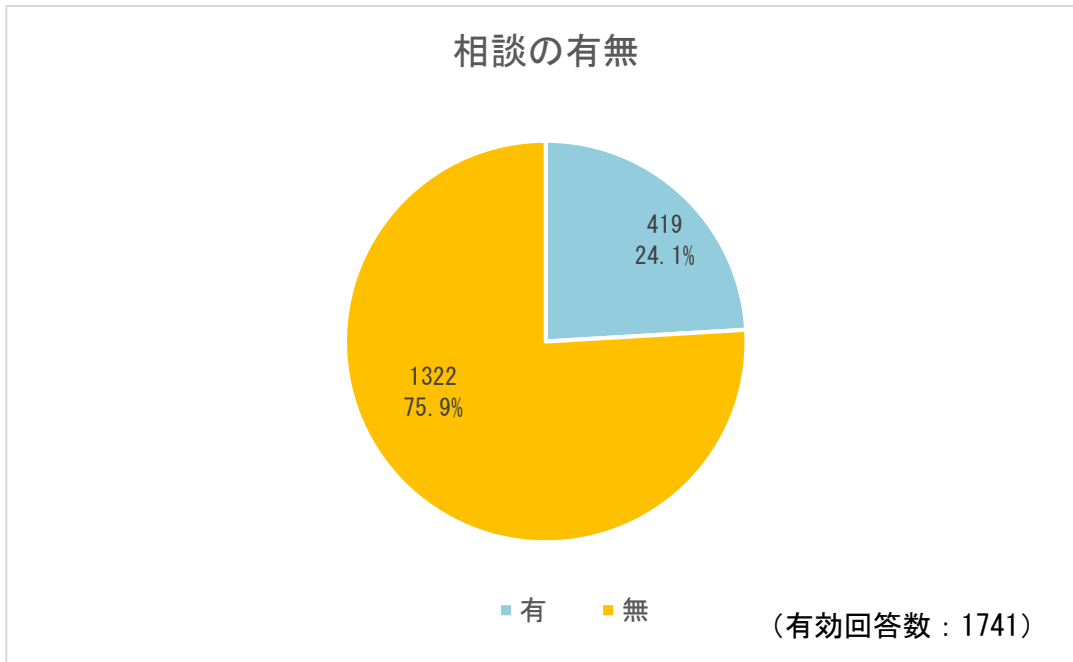
※なお、「既存の区分での収集を案内」、「直接搬入を案内」、「許可業者を案内」のいずれかを選択した市区町村は 1611（回答市区町村数の 94.5%）



（注）残置物の処理方法について回答のあった市区町村数 1705 を 100%とした。

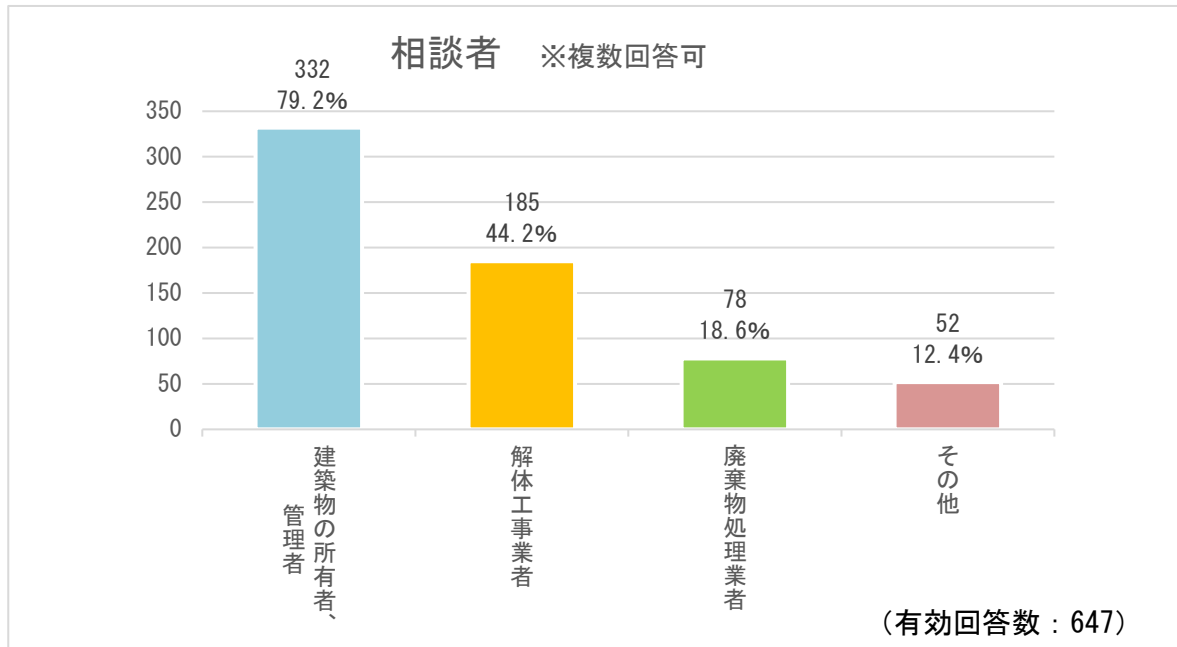
## 2. 残置物に関する相談の有無

残置物に関する相談の有無については、419 市区町村が「有」と回答し、1322 市区町村が「無」と回答した。



### 3. 相談者

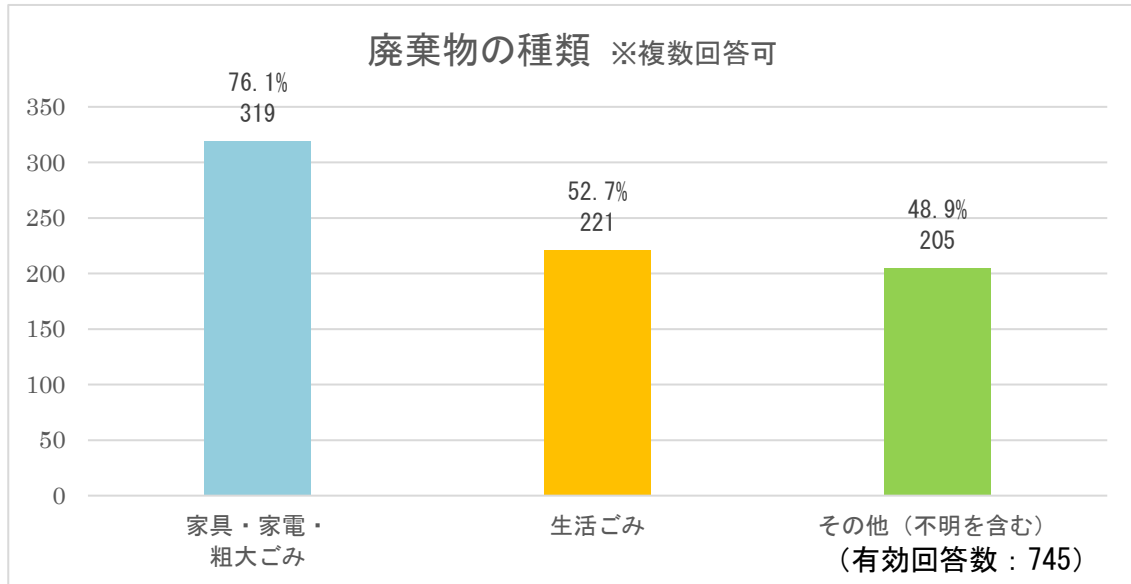
残置物に関する相談をした者は、「建築物の所有者、管理者」が最も多く、次いで「解体工事業者」であった。その他としては、近隣住民などの回答があった。



(注) 残置物に関する相談をした者について回答のあった市区町村数 419 を 100%とした。

#### 4. 廃棄物の種類

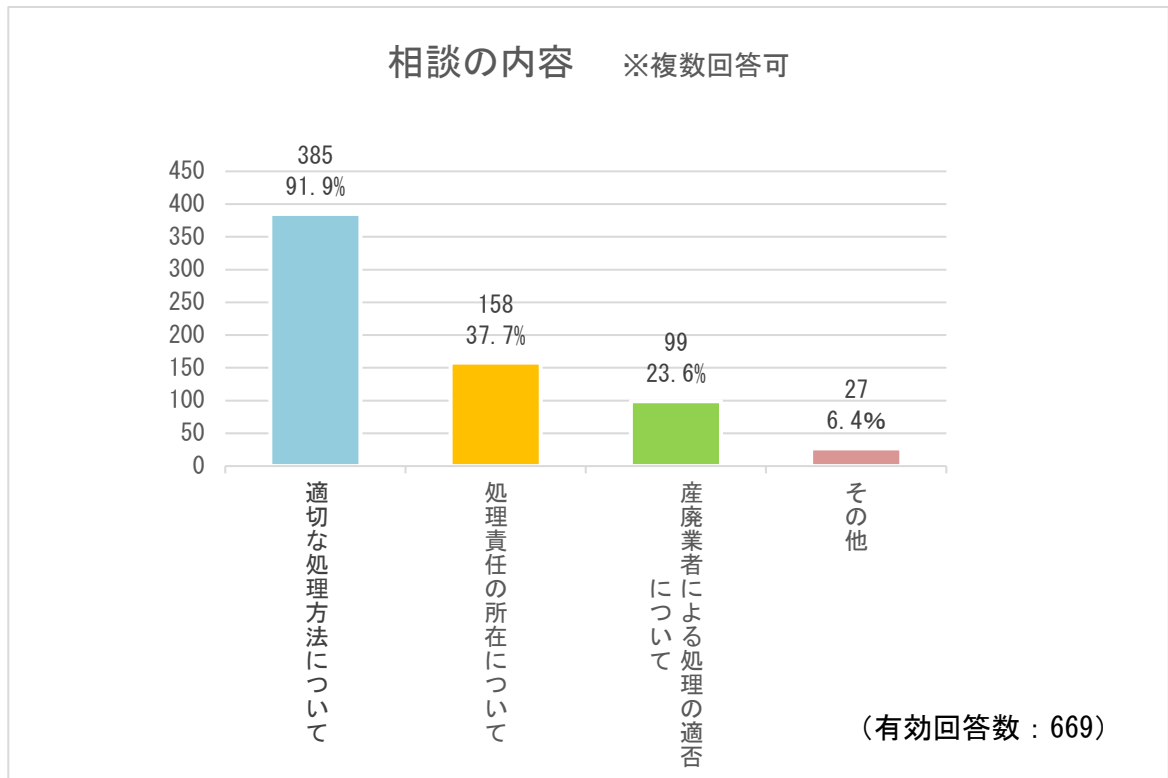
相談のあった残置物について廃棄物の種類は、「家具・家電・粗大ごみ」が最も多く、次いで、「生活ごみ」であった。その他としては、木材、衣類、寝具等の回答があった。



（注）残置物の種類について回答のあった市区町村数 419 を 100%とした。

## 5. 相談の内容

相談の内容は、「適切な処理方法について」が最も多く、次いで、「処理責任の所在について」、「産廃業者による処理の適否について」が多かった。その他としては、一般廃棄物処理業の許可に関する相談などの趣旨の回答があった。

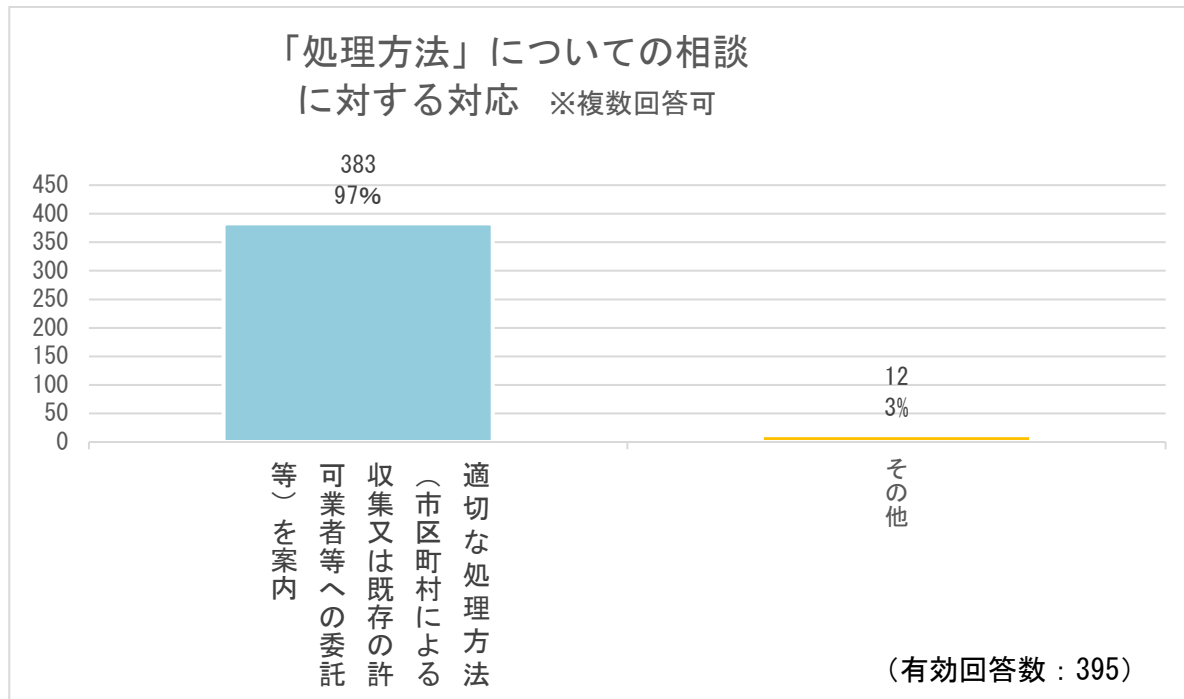


(注) 相談の内容について回答のあった市区町村数 419 を 100%とした。



## 6. 「処理方法」についての相談に対する対応

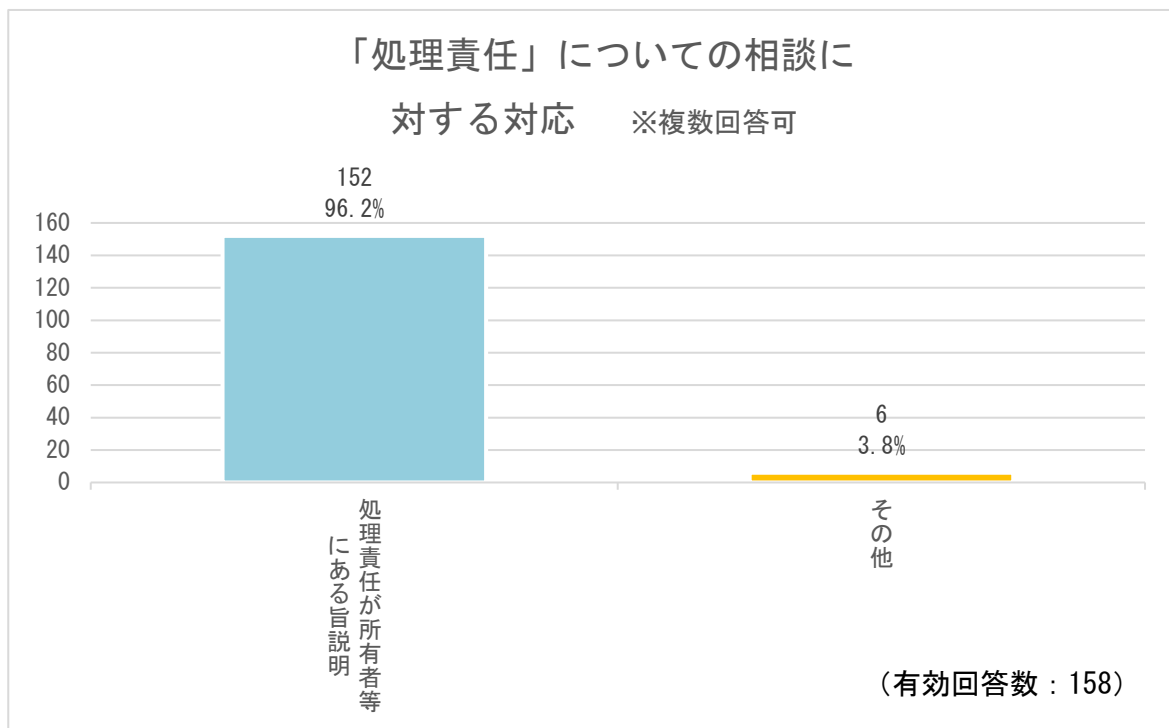
「処理方法」についての相談に対する対応としては、大部分が「適切な処理方法（市区町村による収集又は既存の許可業者等への委託等）を案内」であった。



(注)「処理方法」についての相談に対する対応について回答のあった市区町村数 385 を 100%とした。

## 7. 「処理責任」についての相談に対する対応

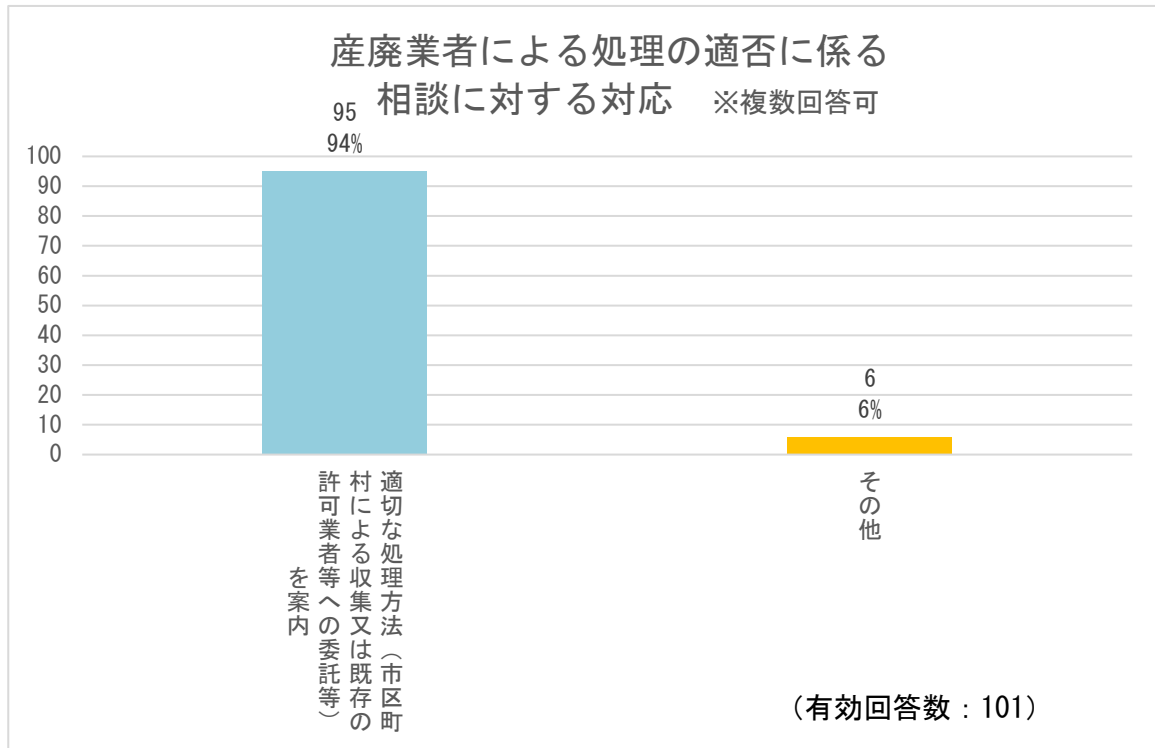
「処理責任」についての相談に対する対応としては、大部分が「処理責任が所有者等にある旨説明」であった。



(注) 「処理責任」についての相談に対する対応について回答のあった市区町村数 158 を 100%とした。

## 8. 産廃業者による処理の適否に係る相談に対する対応

産廃業者による処理の適否に係る相談に対する対応としては、大部分が「適切な処理方法（市区町村による収集又は既存の許可業者等への委託等）を案内」であった。



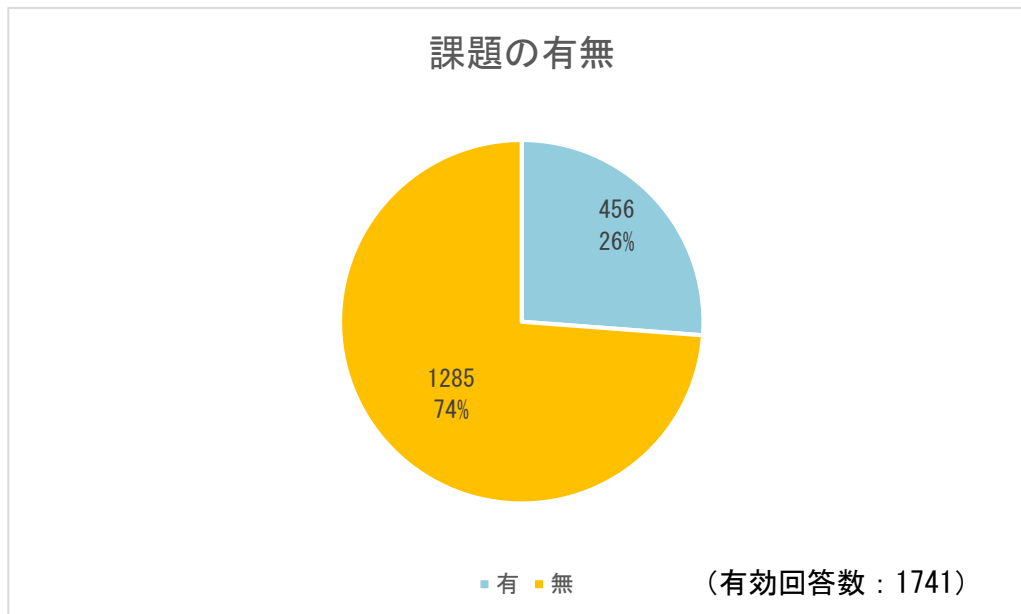
(注) 産廃業者による処理の適否に係る相談に対する対応について回答のあった市区町村数101を100%とした。

## 9. その他の相談に対する対応

5において「その他」と回答したものについて、主な相談内容としては「残置物の処理について行政による対応を求める」ものが多く、その対応としては「一般廃棄物処理業者の紹介」や「市の有料収集により対応」などがあつた。

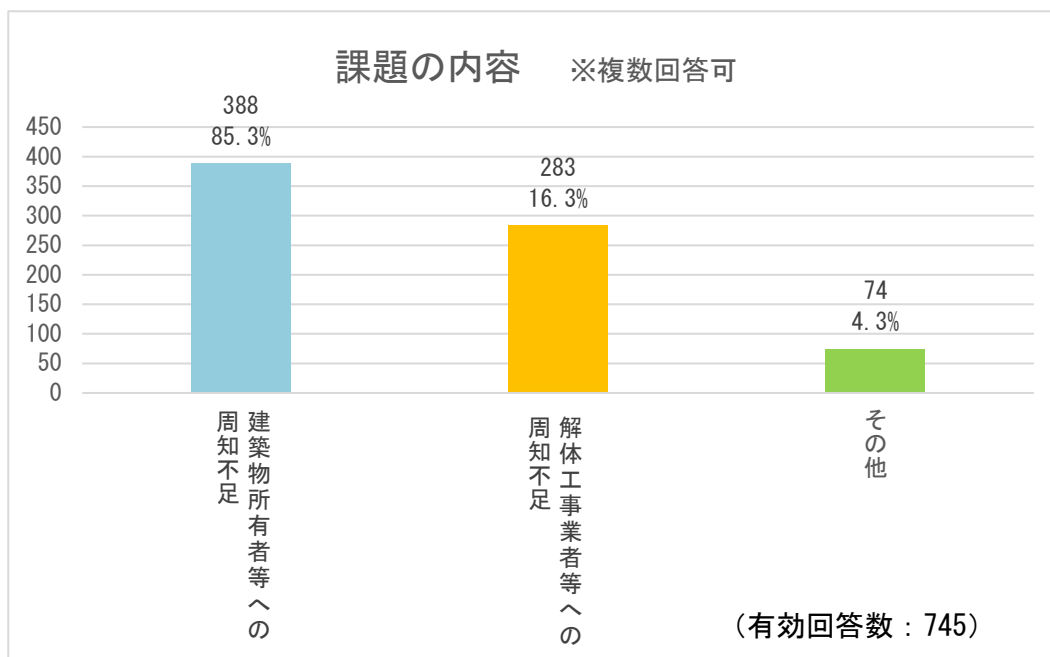
## 10. 残置物に関する課題の有無

残置物に関する課題の有無については、456 市区町村が「有」と回答し、1285 市区町村が「無」と回答した。



## 11. 残置物に関する課題の内容

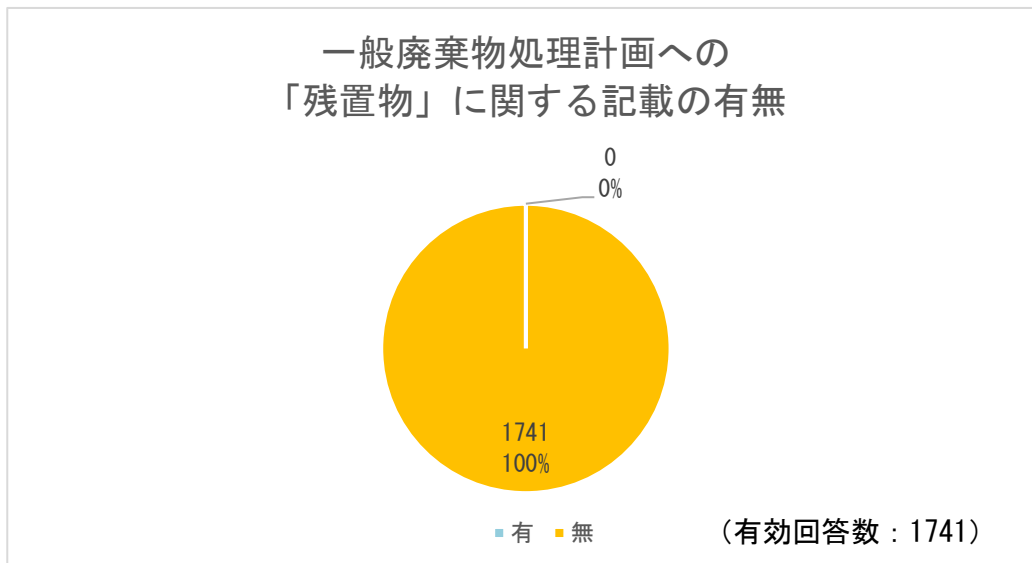
課題の内容としては、最も多かったのが「建築物所有者等への周知不足」、次いで「解体工事業者への周知不足」であった。その他としては、「処理責任者の特定」などの回答があった。



(注) 課題の内容について回答のあった市区町村数 455 を 100%とした。

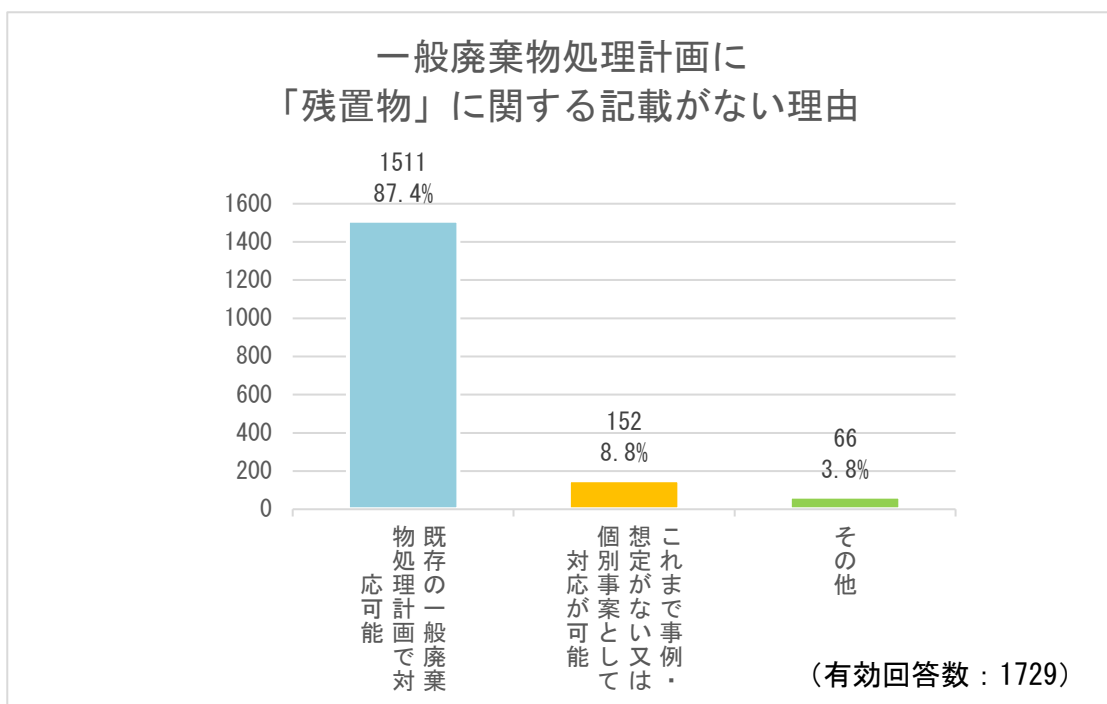
## 12. 一般廃棄物処理計画への「残置物」に関する記載の有無

一般廃棄物処理計画における「残置物」に関する記載の有無については、1741 市区町村すべてが「無」と回答した。



## 13. 一般廃棄物処理計画における「残置物」に関する記載がない理由

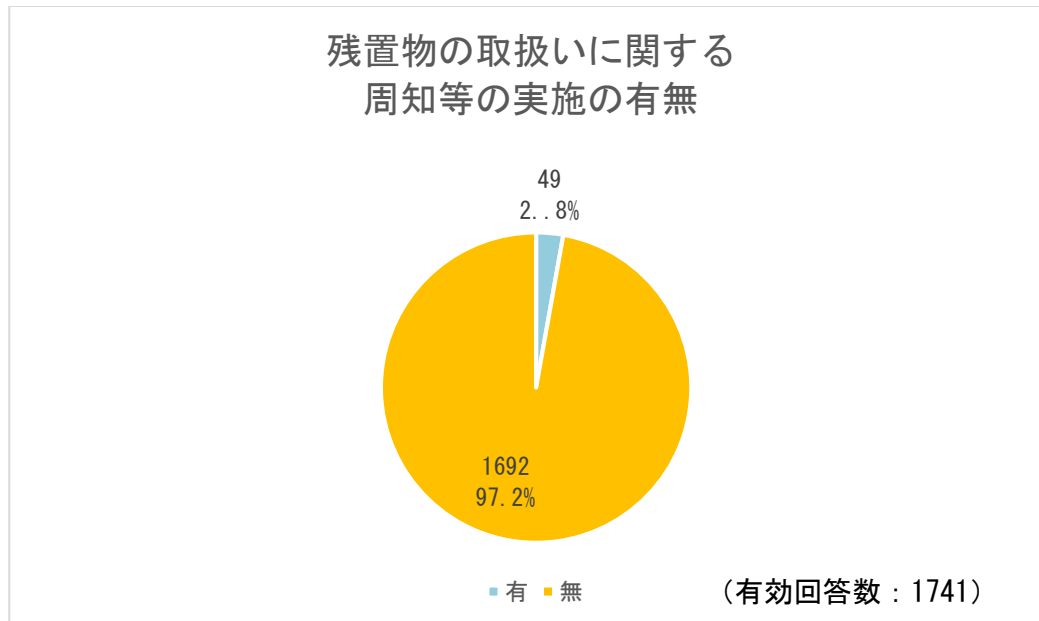
「無」の回答理由は、最も多かったのが「既存の一般廃棄物処理計画で対応が可能」であった。次いで、「これまで事例・想定がない又は個別事案として対応が可能」などの回答が多かった。その他としては、「発生量の見込みが困難」などの回答があった。



(注) 一般廃棄物処理計画に「残置物」に関する記載がない理由について回答のあった市区町村数 1729 を 100%とした。

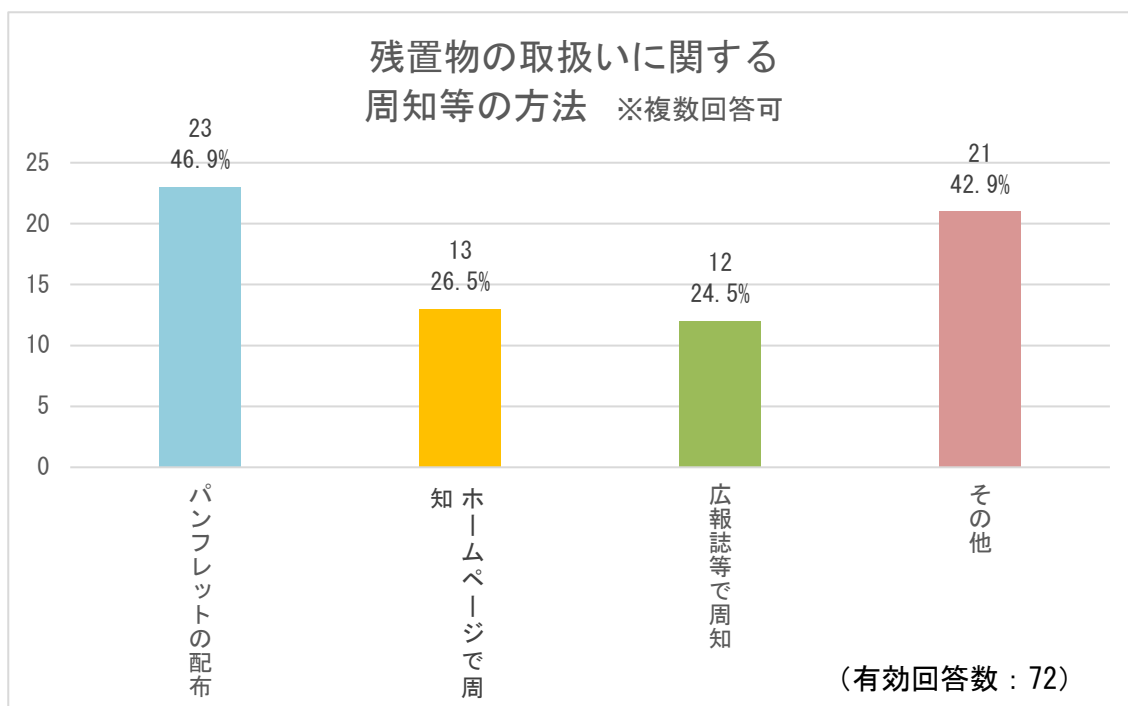
#### 14. 残置物の取扱いに関する周知等の実施の有無

残置物の取扱いに関する周知等の実施の有無については、49の市区町村が「有」と回答し、1692市区町村が「無」と回答している。



#### 15. 残置物の取扱いに関する周知等の方法

周知等の方法としては、「パンフレットの配布」が最も多く、「ホームページで周知」、「広報誌等で周知」も行われていた。その他としては、工事現場への立入等の機会を捉えて周知しているなどの回答があった。



(注) 残置物の取扱いに関する周知等の方法について回答のあった市区町村数49を100%とした。